

巻 頭 言

250号に異例の3頁にわたる巻頭言を書き、巻頭言終焉の辞とした。早速電話、ハガキ、封書が殺到した。巻頭言を私が書かないことに対し、やむを得ないであろうという見解さえなく、大半は続行の強い要望、もしくは暫らく期間をおいての復活希望であつた。それがその直後だけでなく、最近にも及んでいる。これだけ巻頭言復活の希望がよせられているにもかかわらず、編集責任者として依然として自我を固執することは、却つて大半の会員の意向にも背くことになる。そこで本号から素直に巻頭言を再開することにした。

再開にあたり、お断りしておきたい。それは、この巻頭言の内容は、もとより学会の意見ではなく、私個人の見解に過ぎないことである。従つて今後は、敢えて学会名及び専務理事の肩書を用いない。毎月気楽に書いたこの巻頭言を大半の会員に読んでもらつて、一方通行にしても、会員とのパイプにしたいのである。

Steuereinsparung を節税と訳し、Steuerumgehung を租税回避と訳してから、もう20年にもなる。今ではいずれの訳も定着し、租税回避については、わが国にも、ドイツ租税調整法6条のような明文があるかの如く、判決においてさえ使用されている。しかし、周知の如く、わが国にはかかる明文は存しないから、いかにドイツ租税調整法6条の要件を充すような場合においても、「税法の精神」「税法の目的」「租税負担の公平」というような文言を藉りて、租税回避の成立を認めることはできない。シュトイエル123号47頁以下に収録した東京高裁(四民)、昭和47年4月25日判決は、「同族会社の行為計算の否認のほか一般的に租税回避の否認を認める規定のないわが税法においては、租税法律主義の原則から右租税回避行為を否認して、通常取引形式を選択しこれに課税することは許されないとこのべきである。」と判示した。従来も具体的な取引について租税回避行為の成立を認めなかつた判決はあるが、租税回避の否認を認める実定規定が存しないから、ドイツ租税調整法6条の如く、その行為を否認して、通常取引形式に置換し、これに課税することは、租税法律主義の原則から許されないと断定

したのは、この判決が初めてである。当然のことではあるが、東京高裁判決であるだけに高く評価しなければならない。私は早速シュトイエル124号1頁以下において詳細に評釈しておいた。わが国と異なり、租税回避に関する明文を有する西ドイツにおいてさえ、BFHの判例は、租税回避の成立を認めることが極めて稀である。そのための法解釈・適用の技術として、かつてスイスのエルンスト・ブルーメンシュタインは、租税回避成立要件の一つとして主観的要件、すなわち、租税回避の意図の存在の必要を認めたのである。BFHの判例では、1966年3月2日第2部61年113号(BStBl 1966 III S. 509 Nr. 351)判決が、「租税調整法6条の適用は、法的形成の濫用、特に租税回避の意図の明白な立証を前提とする。」と判示しており、その後これを否定する判決はなされていない。このように租税回避に関する明文を有する西ドイツにおいてさえ、判例は租税回避の成立を認めることに対し極めて消極的である。

租税回避に限つたことではない。わが国へは「実質主義」として導入された「経済的観察法」にしても同様である。総じて税法上の問題に対する考え方は、ナチ時代から1950年代までと、1960年代以降とでは、BFHの判例を契機として一大転換をしてしまつてゐる。ジンテーゼへの必然的發展が現に展開されつつある。わが国だけが、何らかの特殊事情のために、かかる歴史的必然的發展と全く無関係であり得る筈がない。西ドイツから導入された昔の税法学説が、西ドイツでは既にジンテーチッシュに發展し、既に学説史に編入されてしまつてゐるにもかかわらず、わが国においては依然としてそれが固執されるばかりか、それこそ税法学の正統な学説であるかの如く教示がなされても、続々と判例によつて否定されて行くことは必定である。今更ながらわれわれは、税法の研究にとつて絶對的に必要な資料は、西ドイツBFH判例であることを再確認するのである。

1972年7月

中 川 一 郎

巻 頭 言

明6月24日午後10時30分羽田発JAL421便で、当学会「西欧税務訴訟調査団」一行67名(会員40名、非会員27名)は、いよいよ訪欧の途につくことになった。この巻頭言を書きながらも、依然として、明朝までは、現地訪問先に返書をタイプ打ちしなければならない始末で、心身共に疲労の極にある私以外は、恐らく全員壮健で出発できることを確信している。出発してしまえば、私も時間的に休養できるであろうから、26日ケルンに着く頃には、平常に戻っているであろう。

6月27日(木)午前10時には、かつて故アルミン・シュピターラー教授が所長であつた「ケルン大学税法研究所」に、現所長クラス・チブケ教授を訪ねる。10時までの講義を10分程早く切り上げ、研究所で迎えるとの返信を受けているから、昼食までの会談でドイツ税法学の全貌について実態を知り得ることであろう。

ハイデルベルク大学ドイツ税法・国際税法研究所の所長クラス・フォーゲル教授からは、昨22日、6月29日(土)午前10時に研究所でお逢いしたとの航空便に接したので、私達数名は、6月28日夕刻ボンから快速列車でハイデルベルクに移動しなければならなくなつた。

今回の日程表にはないが、ハンブルク大学財政法・税法研究室長ゲルハルト・ワッケ教授を訪ねることができれば、一応西ドイツ税法学の第一人者達全員と交流できることになるわけである。これら3教授により、ミュンヘンの例のベック社から、Steuerrecht im Rechtsstaat (法治国家における税法)と題するドイツ税法・国際税法研究叢書が刊行されているからである。ベック社でも詳細に調査し、当学会の運営の参考にしたい。

今回の訪欧における庄巻は、前号の巻頭言においても触れたが、ミュンヘンにおけるBFHへの訪問である。7月4日(木)午後3時にBFH長官室で約1時間30分フォン・ワリス長官と面談し、午後5時に宿舎であるシェラートン・ミュンヘン(ホテル)へ長官を招き、全員に対し「BFHの判例の動向」について講演していただくことに決定した。午後7時からはバイエルン州長官の招宴に出席されるので、午後6時30分まで特に時間を

さきBFHの判例について充分話しあおうというのである。当学会の「西ドイツBFH判例集(1)」を長官及びBFHに献本することはもちろんであるが、各税法研究所にも献本し、当学会が税法学研究の正道を歩んでいることを示し、今後資料・参考文献の送付を依頼してくる。

テープレコーダーを携行し、各地における会談内容は、可能な限り、録音してくる。特にフォン・ワリス長官の講演は、録音したものを私がタイプに打ち、長官に訂正してもらつてから、独文と私の訳分を本誌の8月号(284号)に長官及びBFHの写真とともに掲載する。

スイス及びオーストリアも訪れるが、私は雑誌・図書を通して余り期待していない。そのとおりであることが実地調査して確認できれば、今後税法学研究の上において、両国の税法の研究を簡略にすることができる点で成果があつたことになる。また逆に雑誌・図書に現われていない注目すべきものを見付けたならば、その研究がいかなる方法によれば可能であるかを調査してくる。

とにかく23日間という時間と、自弁50万円余の何倍もの成果を挙げてきたい。結果的には、当学会の西欧におけるPRになるかも知れないが、——既に各方面に対する私の独文による文書により、かかる反響を受けている——決してそれが目的ではなく、今後永久に継続されるわが国の税法学研究のためのBFH判例研究の便宜を図ることと、各税法研究所の組織・運営・実績の上で学ぶべきものがあるか否かを検討してくることである。夕食後毎夜、私の部屋で、時にはレストランあるいは、ワイン・シュチューベで、その日の調査事項について十分検討し記録してくる。

私事ではあるが、私は家にいては外出もできず、全く歩くことがないから、この23日間、時間さえあれば思う存分歩き、観光は意識的に——もつとも生来大嫌いであるが——全くせず、夜は必ず12時に睡眠し、十分静養し、帰朝後の研究に備えたい。

1974年6月23日

日本税法学会

専務理事 中 川 一 郎

巻 頭 言

予定どおり、7月16日午後5時羽田着 JAL 404便で、西欧税務訴訟調査団一行67名は、23日間にわたる旅程を終え、全員無事帰国した。付添ドクターの報告によれば、旅行中診察25名、投薬15名であつたが、入院患者が1名もなかつたことは何よりであつた。

主目的である税務訴訟の調査については、観光を一切放棄した本部要員の昼夜兼行の献身的協力により、十分これを達成することができた。

往復日数及び休日である土・日曜日を除けば、正味13日間であるから、西ドイツ、スイス及びオーストリアの3国につき実態調査など到底不可能である。予め連絡しておいた事項につき説明を受け、これに関連して質問する外は、将来の連絡をつけることが目的であつた。この目的は、完全に達成し、今後著書・論文の交換の外、必要資料の送付並びに文献のコピー依頼も全部快諾を得た。文献を完備しているのは、BFHの図書室であるが、フォン・ヴァリス長官が「ヤヴォール」(Jawohl) といと易く快諾されたから、今後はドイツ税法の文献に関する限り、1920年代のものであるが、コピーは1か月足らずで入手できることになつた。大収穫である。

前号の巻頭言において、出発にあたり、「スイス及びオーストリアも訪れるが、私は雑誌・図書を通して余り期待していない。そのとおりであることが実地調査して確認できれば、今後税法研究の上において、両国の税法の研究を簡略にすることができる点で成果があつたことになる。」と予断した。この予断は、美事に的中した。

スイス連邦が、独立の憲法を有する22州(Kanton)によつて形成されていること、各州がそれぞれ税法を有していることは、20数年前から知っている。しかし、連邦政府は、連邦憲法の明文にもかかわらず、実際上は、これら州の軍事及び外交のために存するのであつて、連邦税である直接税としての防衛税(Wehrsteuer)は、文字どおり防衛費に充当される時限税であり、永久税は州税であること、州の実権が頗る強いことは、連邦大蔵省との会談により初めて知つた。スイスについては、連邦税よりも、22の各州税法を研究しな

ければならないことがわかつた。連邦全体で700万の人口であるから、各州人口は平均23万人ぐらいである。わが国の中都市なみである。各州税法の規定の入手は容易ではあるが、果してこれを研究するに価いするか頗る疑問である。陸続きの西ドイツ及びオーストリアにおいて、スイス税法の研究が殆んど行われていない理由が今回始めてわかつた。

オーストリアの税法は、西ドイツ税法に酷似しているが、行政裁判所(Verwaltungsgerichtshof)の租税判例は、BFHの判例に比し、極めて少なく、学説は殆んど西ドイツのコンメンタールや教科書を引用している始末である。

従つて税法の研究には、従来の如く、BFHの判例に傾注し、必要に応じコンメンタールやアプハンドルンクに当ればよいことを再確認した。世界いずれの国においても行われていないBFH判例の研究を、当学会の研究活動発展のためにも、私のレーベンスアルバイトとしていることが正しかつたことを、フォン・ヴァリス長官と会談して一層確信した。

訪問先は、大蔵省、裁判所、大学のすべてが、私の質問事項につき回答をタイプで用意され、加うるに膨大な資料まで手交された。各訪問先に対し、タイプ用紙3枚の独文の手紙を訪欧直前に出しておいたが、政治運動ないし社会運動のためではなく、学究目的によるものであることが十分理解されたことによるものであろう。貴重なこれらの資料を整理し、必要なものから本誌で公表して行く積りである。

わが国のみならず、欧米各国とも税法学者の層の薄いことをかつて指摘したが、こうして西欧を歩いて各国の税法研究の現状を聞くと、却つてわが国の方が層の厚いことを知つた。これからすべき仕事は多いが、今回体得した大陸のノンビリムードに切り替え、腰を落ちつけ一つづつ片付けて行きたい。

1974年7月25日

日本税法学会

代表専務理事 中 川 一 郎

巻 頭 言

1951年1月に創刊した本誌は、今年の12月には、300号記念号の刊行を迎える。満25年になるわけであるが、夢だけを追って、文字どおり夢我夢中で編集してきたから、25年という歳月の流れが実感を伴わない。次は400号、それから500号、600号の記念号の編集となおも夢を追いつつ、毎号の発行が月遅れにならないように努めたい。早速万難を排して本号から月末発行を実行することにした。編集とはいっても、大半を自分で執筆しなければならないことも、屢々であるが、学会以外の雑務を整理さえすれば可能である。

当学会も、今秋には創立24周年となる。会員も、1,250名を超えることになった。しかし、春秋2回の大会出席者は、6分の1以下である。又、各地区研究会出席者も、全地区を合計して全会員の10分の1以下である。しかし、公私ともにとりわけ多忙な会員ばかりであるから、大会及び各地区研究会に500名もの出席を望むこと自体が永久に不可能なことである。もちろん今後も、1人でも沢山の会員が出席されるように、会場、期日、報告内容及び開催案内等につき、十分配慮を尽しはするが、差当って5月の第47回大会に250名の出席を期待することは無理であろう。

このように考えてくると、学会と会員のつながりは本誌によつて保たれていると考えなければならない。それは今に始まつたことではないが、私自身が「雑誌会員」ということを考えなくなつたため、それにふさわしい編集をしてこなかつたのである。しかし、本誌を介して会員と接することが否定できない現実であつてみれば、当然本誌をそのように編集すべきである。早速運営委員会に諮り、早急に編集方針を練り直したい。

前号の学会記事欄に書いておいたように、運営委員会が毎月「税法学論議」を行い、これを編集して掲載すれば、論文ではなく、しかも講演ではないから、読んで戴ければ、自づと親密感が出てくるのではないかと思う。そのためには、相当編集技術を要するが、体当りをしてみよう。

各地区研究会の開催報告も、出席会員の発言内容の概要を掲載すれば、次回からの出席勧誘になるのみならず、記事自身が活きてくるのではない

か。もつとも各地区の役員には御面倒なことではあるが、ぜひお願いしたい。テープレコーダーを使われなくても、要領筆記で結構である。

会員名簿とは別に、会員消息欄を設け、記事を本人なり、地区役員から送つていただき、会員の動静を伝えることも必要ではないかと考えている。

更に、論文とか資料とかといったものでなく、「税法談話室」の欄を設け、会員からの税法に関する意見、所感、希望等の気楽な投稿を掲載するのも意義があるのではなからうか。ただ、その内容は、あくまで日本税法学会機関誌ということで、節度を堅く保たねばならない。

これらの案を2月1日の運営委員会で具体的に決定し、各地区へ連絡しよう。

要は、会員から断絶しない機関誌に一変しようというのであるが、そのために、外国の税法や判例の研究・紹介あるいは論文の掲載を少なくしようというのではない。もちろん学会の機関誌であるから、これらが本命であることには変りはなく、却つて一層これらに磨きをかけなければならない。ただ、こうした文献は、誰しも毎月目を通すものではなく、必要に迫られるまでは読まれないことが多いから、これらの検索に便宜な目次を、毎号目次とは別にどういう形式で掲載したらよいかも考えなければならない。

2、3の会員から、改正税法の解説や新しい判決の要旨を掲載するようにとの要請を受けているが、これらは幾多の税に関する月刊誌が十分に実施されているところであるから、本誌が重ねてする必要もないように思われる。むしろ皆無とはいわないが、海外情報は比較的少ないから、掲載するとすれば、諸外国の税法や文献である。しかし、早速実行できるか否か疑問である。

会員に親しまれる機関誌、毎月楽しみにして戴ける税法学に一日も早くすることが、当学会の発展につながると考えている。

1975年1月

日本税法学会

専務理事 中 川 一 郎

巻 頭 言

13年前に「シュトイエル」を発行したときには、そうでもなかつたが、当学会設立に先ち、その年の正月に本誌の創刊号を発刊したときは、さすが私に対して直接の話は皆無であつたが、間接に蔭の話は随分聞かされた。当時流行語の「3号雑誌」（3号で休刊、廃刊になる意味で、昭和25年当時随分そういう新刊雑誌が多かつた。）を中川君が出したというのである。私は、これを「3号雑誌」にならないように皆で願つてくれているものと受けとめた。時間と金と労力の犠牲を忍びながら、ともかく世間の評判を意とせず、継続してきた。お蔭で、本誌も、この暮には、300号記念号を発刊できることになった。

同時に創立以来、今日まで内外からとかくの風評を受けてきた当「日本税法学会」も、来年11月4日には、創立満25周年を迎えようとしている。会員も1200名を超え、賛助会員も100社に迫りつつある。訪欧を機に設けた運営委員会も、いよいよ堅実に学会運営の実を挙げつつある。無報酬で貴重な時間をさいてもらつているのであるから、ほんとうに有難いことである。

次の総会では、役員改選が行われる。前回もそうであつたが、今回も、とかくの文句がつけられないように、原則として、各地区ごとに役員候補者選考委員会を設けてもらい、私ども運営委員3名は、この選考委員会委員として加わずに、役員候補者を選考してもらい、各地区研究会において公表諒承のうえ、その結果につき報告を受けた。11月15日午前中の総会直前の役員会で役員候補者を披露し、諒承を得たうえ、総会での新役員選任の原案とする。この新役員候補者の選考結果についても、間接に風評が聞こえてくる。そのままにしておく外あるまい。ごく一部の会員の意見に従つていたのでは、学会の、それこそ民主的な運営はできない。総会員の平均的意見など求めることは不可能であるから、大多数の会員の意見に従うのが、最も民主的であり、現実に可能な運営である。もちろんいかなる場合でも、数だけで決定しようというのではない。少数意見であつても、それが真に学会の発展に寄与することであれば、大いに参考にしたい。しかし、一概に、抽象

的に、「学会の発展」といつても、人が変ればそれに盛る具体的内容も異なるのである。税法学に対する研究姿勢が異なれば、これは当然のことである。これを平均化することはできないから、ここでは会員の多数意見に従う外あるまい。その結果、少数意見に賛同する人達が学会運営に不満をいだき、やがて核分裂化して行くのも自然の勢いであり、一つの発展といえないこともない。私達は、この核分裂化を阻止しようとするものではなく、また逆に促進さそうというのでもない。すべては自然のなり行きにまかそうというわけである。

当学会の発展も、弁証法的発展を免がれない。やがてはシンターチッシュに発展するが、そのシンターゼに対し、またアンチターゼが対立する。そこに静止ではなく、発展がある。このように観てくれば、一切は自然の成り行きにまかすのがよい。強いていえば、シンターゼを求めて、シンターチッシュに運営して行くということであり、それがわれわれの運営方針である。

屢々他の法学会では、税法学会のような専業や運営が行われていないから、当学会も他の法学会と同様にすべきであるといわれる。しかし、他の法学会も、皆個性・特色を有し、法学会一般というような規格はあろうはずがない。当学会は、同じ法学会でも他の法学会に見ないような特色を有している。それは24年の歴史の中に自然に育つてきたものであり、今更他の法学会と同じ専業・運営をする必要はない。むしろその異るところに、当学会の特色があり、少数の意見に左右されないところに、当学会の民主性があるのである。

当学会とは、別に租税法学会がある。将来、こうした類似の学会が更に誕生する可能性もある。われわれは、その誕生を阻止したり、また逆に勸奨したりはしない。すべては自然の成行きにまかせる。

1975年9月

日本税法学会

専務理事 中 川 一 郎

巻 頭 言

200号記念号を1967年8月に発刊したのであるから、それから8年4か月、ここに300号記念号を発刊する。1951年1月、私の個人発行として創刊した本誌が、京都から3号雑誌（第3号で廃刊になるという意）が出たと関東方面から罵言を浴びせられた当時を回顧すれば、感無量である。今後、内容充実に専念し、当学会の月刊機関誌として継続刊行し、1984年4月には400号記念号、1992年8月には500号記念号、そして世紀も新たに2000年12月には600号記念号を刊行することを公約する。

当学会も本年10月には、創立満25周年を迎える。創立当初に比し、会員数は20倍にも増加した。誠に喜ばしいことではあるが、学会であるから何はさておき必要なことは税法学の研究であり、税法学の研究以外に考慮すべき問題は存しない。学問研究の成果をいかに使うかは、人類の福祉に反しない限り各人の自由である。しかし、いかに学問を研究するかは、学者の自由であり、一定目的のために研究することをいかなる者からも強要されるものでない。そこに学問の自由がある。当学会は、あくまで学問の研究団体であり、政治団体、社会運動団体ではないから、誰からも税法学の研究について制約を受けるものではない。いかなるテーマを、どのような方法で研究しようと各人の自由である。

本誌への寄稿が、税法学の研究である限り、すべての会員に解放されていることは、学会機関誌であるから当然のことである。学会は、雑誌出版社ではないから、商業ペースにより一定編集企画のもとに寄稿を依頼するようなことはしない。会員から自発的に寄稿された原稿を毎号編集しているのであるが、他の雑誌に比し原稿料が安く、遅配になりがちなかせい、寄稿が少なく毎号編集に

苦勞をし、勢い発行も遅れる。全会員に税法学研究に資する原稿の寄稿を改めてお願いする次第である。もちろん本誌に掲載するについては、運営委員会に図り、当学会が一定のイデオロギーに支配されているのではないかとこの疑惑を生じないように特に注意する。

今後も運営委員会は活潑な研究活動が続ける。前号の巻頭言で1976年AOの邦訳紹介に移ると書いたが、ボンから新しい1977年AO草案を入手したので、早速3月からその邦訳研究に移る。「税法の解釈に当たっては、税法の経済的意義を考慮しなければならない」といういわゆる「経済的觀察法」、わが国でいう実質主義も、また租税回避という文言も、いづこえやら吹飛んでしまった。この世界で最も新しい租税基本法は、われわれの税法学研究に必ずや幾多の基本問題を提供してくれるであろう。われわれは、西ドイツのために1977年AO草案を研究するのではなく、われわれの税法学発展のために研究するのである。何度も申すことながら、日本の税法や租税判例ばかりに閉じこもつていてもそこから何の研究成果も産まれてこない。新しい1977年AO草案の鏡にこれらを照らすことによつて初めて素晴らしい成果が得られるのである。1977年AO草案を完全に消化した税法学の基本的論文がこれから本誌にどしどし掲載されることを渴望する。

1976年1月24日

日本税法学会

代表専務理事 中 川 一 郎

巻 頭 言

306号の巻頭言を書き終えてほっとしたのもつかの間で、また書かなければならなくなった。というのが、偽りのないところである。305号を発行し、第49回大会・総会を無事終えたと思ったら追っかけて306号、307号の編集・発行が待っている。もとより筆者一人ではなく、編集委員各位の御協力をいただいているのであるが、原稿を集めて、文撰・割付けをし、所要頁数を揃えて印刷所に投稿する。やれやれと思う間もなく校正である。印刷・製本の終わったものを会員各位に発送する。もう次の号の原稿の投稿をしなければならない。毎月の雑誌の編集・発行がどれ程たいへんな仕事であるかを、経験して始めて知った次第である。しかし、毎月、機関誌を発行するところに、本学会の特色があるのであるから、それこそ石に齧り付いても発行していきたい。

ところで、本誌15号の巻頭言には、税法学の確立に対する税務実務家の協力の必要性、という標題で、当時の中川常務理事が、

「法律学のすべてがそうであるが、わけて税法学においては、実務家の協力を絶対に必要とする。税務行政や税務会計に携わる実務家を初め、会社の主計担当者、更には租税事件を担当する法曹家達の間から、実は税法学の確立が要請されるのであり、これら実務家の誰しもが日常携わる具体的な事例や実務を通じて幾多の疑問を提供することが、税法学確立に対する何よりの協力である。司法官は判決を、税務行政官庁は通達をもって、かかる問題に対する結論を与えている。法源性の問題は暫く措くとして、これらは税法学者にこの上もない資料である。また、実務家が自己の担当する事件を通しての疑問点は、そのままが新しい資料となる。思索に時間のないこれらの実務家に対しかかる問題の解決を、更には法理論的研究を求めることはそれ自体無理なことである。決して実務家が税法理論の研究をなすべきではないというのではないが、法理論的研究をなさなくても、問題の提起こそが実務家の税法学確立に対する貴き貢献であることを強調し、同時に実務家が

かかる問題の定立に対しためらわないことを要望したい。疑問を提出し、これを手際よく理論的にまとめ、一応の解決をなさなければ発表し得ないというような気風を絶滅してほしいのである。

他面、実務家に課せられた大きな使命がある。それは学者の樹立する税法理論に対する批判である。この批判はもとより理論的のものであることを要しない。実務処理の実際上の観点よりする批判こそが望ましいのである。学者たちは良心ある限り、これらの批判により反省を繰返し、自己の学説を進歩させるであろう。そこにこそ税法学の発展があり、実務家の貢献こそが注目されなければならない。わが日本税法学会は決して学者だけの学会ではないこと、実務家の多数を会員としていることも大いに意義があるのである。」

と書かれている。この巻頭言が書かれたのは、昭和27年3月であるが、爾来20数年を経過した今日、日本税法学会の発展は、もはやこのような状況を脱却して、実務家に単なる問題提起を求めるに終わることなく、税法学の研究を志向する者として、法理論的検討を加え、税法学として体系的解決ないし結論づけまでも求めるに至った、というべきではなからうか。そして、これらの成果があいついで毎号の機関誌に発表されるのが望ましいところである。学会の研究には、学者・実務家の差は無く、あるのは、ただ税法学の研究者だけである。機関誌は、広く、学会員、研究者としてのそれに、理論的考究の場を与えている。そこに、学会20数年にわたる弁証法的発展をみることができ、といえよう。温故知新。ここ数号にわたって、機関誌の編集にたずさわった筆者の肌で感じた正直な感想である。

1976年7月

日本税法学会

専務理事代行

波 多 野 弘

巻 頭 言

波多野代行による第50回総会において報告したごとく、私が辞表を撤回し、再び専務理事を勤めることになった。また、当学会の事務所を、近畿大学法学部内（☎ 577 東大阪市小若江 3-4-1 ☎ ((06)721-2332) に11月下旬移転し、中西正安常務理事に事務局長として会務のお世話をお願いすることになった。

5月中旬に入院、生死をさ迷うことになったので、当学会発足以来、事務的にのみならず、金銭的にも援助してきた三晃社は、空中分解し、33年間住みなれた家も処分され、11月27日には、約6 km北方に新築された手狭な建物に移転しなければならないことになった（☎ 606 京都市左京区岩倉長谷町1051-3 ☎ 701-1964, 781-3554）。本誌及び「シュトイエル」の編集発行は、この新居において十分なすことができる。文献は、最少限度スチール書架6連程度持参するが、当面の研究には支障を生じないであろう。数日間で落つく積りであるが、体力の回復とともに、人生におけるラスト・スパートをかけよう。

税法の研究分野は、多種多様であり、その研究方法も一様ではない。どんな人間だって、そのすべてを生涯に研究し尽し、公表することは不可能であろう。私は、29年前、税法の研究を初めた当初から、判例に世界で最も恵まれている西ドイツの判例、特にミュンヘンの連邦財政裁判所（BFH. 税務事件に関する最高裁判所）の公表判決を、項目別に研究し、その判例の発展を弁証法的に把握し

原理原則を展開することを、レーベンスアルバイトと考えた。20年前に故シュピターラー教授は、これに賛せられ、1昨年ミュンヘンを訪れたとき、フォン・ヴァリス BFH 長官も絶大な激励をされ、支援協力を惜まれなかった。私は、今、学会事務所の移転と転居、病気再発の無保証を転機に、この研究に専念できることを生きていることの唯一の楽しみと考えている。すべての項目を研究し尽せないことは、十分知悉しているが、せめて「税法における信義誠実」ぐらいは公表し得る信念を持っている。この研究は全くの趣味であるから、自己の精神的満足をいやすだけであり、それ以上の意慾はない。囲碁や菊作り、魚釣りやゴルフと同じかも知れない。私には漢方薬を飲み、FM のクラシックを聞きながら BFH の判例を研究するのが、一番の健康維持法であると考えている。もっとも、これは私のみのことであり、同年輩の人にも妥当しないであろう。ましてや若い人達が、色々な野心を研究に持たれるのは当然のことであり、それを否定するものではない。そこに生き甲斐を感じられるのであろう。やがては私のようになるのだという大それたことも考えていない。ただ私個人の今後の研究生生活の設計書を書いたにすぎない。

1976年11月

日本税法学会

代表専務理事

中 川 一 郎

巻 頭 言

私にとって、ひいては、当学会にとっても、多事多難であった1976年もこの月で終り、新春を迎えようとしている。

不養生のためならば、会員の皆様にお詫びしなければならないが、精密検査をしても、腹のオペラチオンをするまで分らなかったのであるから、やむをえなかった。お蔭さまで、43年間住みなれた家とも別れ、ここ岩倉の奥の手狭な家へ、西ドイツからも文献が送付されてくるようになった。

学会事務局の近畿大学法学部内への移転も、中西正安常務理事の献身的努力により実現した。会員名簿や機関誌も、早期に発送できるように私も努める。数か月もすれば、学会の事務も、運営も再び軌道に戻るから、皆様の一層の御協力を切望する。

今年は、役員、特に常務理事の方に、日当はおろか、交通費・宿泊費まで自弁で京都にお集り願ひ、学会の当面の運営に関する審議のみならず、事務活動までしていただいたとのことである。すべて私が長期入院したためである。職業団体でないから、年会費も安い、役員の旅費・日当はすべて自弁である。今後なんとかしなければ、役員に選任されたものこそ非常に迷惑である。しかし、一方では、役員の選衡が、更には総会の運営が非民主的であるとの声を聞く。それが、現に時間的のみならず、経済的にも犠牲を払われている現役員の声であるならば、分らんでもないが、非

役員である一部会員の声であるだけに、目的が奈辺にあるのか、理解に苦しむ。

当学会は、設立当初以来の規約第3条に明らかなごとく、税法学の研究促進が第一目的である。この目的遂行のために、研究の方法論について論議されたことはあっても、大会や役員会の決議によりこれを制約したことはなく、今後も変りはない。会員個人の政治的・宗教的信条ないし主義主張は、もとより自由である。しかし、それらの主義主張と当学会とは、全く無関係であり、当学会は、いかなる政治団体の支配を受けるものではない。もし当学会が一定の方向に決定されてしまえば、そこに学問の自由が保障されるはずがない。

諸外国の租税に関する法令・判例・学説を研究し、原理原則を追及し、わが国の税法の解釈及び適用、更には立法論に供することが、会員であるわれわれ税法学徒の使命である。この使命促進のため、従前どおり今後も当学会を運営して行く。これに反し、本誌及び大会・各研究会における研究報告を一定の主義主張に則したもののみに限定しようというのは、「民主的」という名のもとに、学会において独裁を断行しようとするものであり、学問の自由のためあくまで排撃しなければならない。

1976年12月

日本税法学会

専務理事 中 川 一 郎

巻 頭 言

第51回大会・総会が去る18日・19日の両日京都会館において催され、19日夕の京都ホテル一階の「エディンバラ」の間における懇親会もすこぶる和やかであったことは、いわば第二の人生をスタートした私に、こよなき喜びと体力に対する自信を与えてくれた。益々体力回復に努め、日夜当学会の堅実な運営に専念する。私は学会の専従者をもって自任しているのみならず、学会を離れて私の生命・生活は存しない。そういう意味で学会を私物化していると表現されることは、当然のことであろう。日本税法学会こそは、私の生命・生活のすべてである。学会を離れた私個人の研究は考えられない。今更私には、名誉慾も、財産慾もない。人間である限り、必らず慾望があるはずだといわなければならないのならば、一日も早く当学会を国際水準の純学術研究団体に向上さしたい念願あるのみである。

税制の専門家によって、来年度以降の税制が審議されようとしている。財政について素人の私には、本来の不器用も手伝って、専門外のことには、批判能力も意欲も存しない。しかし、課税の基礎ないし課税標準の算定には、財産の評価に関する法規制を絶対的に必要とするのであるから、現在のような相続税財産評価基本通達に甘んぜず、西ドイツの「評価法」を参考にして、「財産評価法」の立法化に着手しなければならない。財産税を創設せんとするならば、財産評価法を必要とするのであって、自治省通達と類似の国税庁通達を発遣し、これをもって財産の評価をすることは、避けるべきであろう。また、相続税法のように、当該税法の中に不完全な財産評価の規定を設ける立法形式も、既に新憲法施行後30年余も経過しているものであるから、見合わすべきである。西ドイツ評価法は、非常に難しい。しかし、私一人でなく、

当学会の運営委員会において、その逐条研究をし、本誌においてせめて法文だけでも紹介しよう。

77年AOの研究紹介がまだ完結しておらず、75年所得税法も、昨年3月で中断しているから、これも早く継続、完成しなければならない。先日の大会中には、本年5月現在の西ドイツ税理士法の法文の紹介を約束した。その矢先、今また、西ドイツ評価法の法文の紹介をここで約束した。私以外の運営委員は、いずれも公職に多忙な毎日を送っておられる。したがって、これらを完遂することは、相当私にウェイトがかかり、ハード・ワークとなろう。しかし、そうした生活が私のみにとっての最良の療養生活である。また、そういう下積みというか、楽屋裏の見えざる研究をするために、退院してきたのである。

原則として簡易な記帳義務を課す時機も、既に到来している。青色申告制を廃し、記帳義務制を実施しておくことも、種々の新しい税を創設するには、必要である。

新税が創設されることには、反対ではない。問題は、それが円滑に、実効を奏するように実施できるため必要な前提条件が充足されなければならない。またでき得る限り、紛争が生じないように立法措置を講ずることも必要である。西ドイツにおいて、売上税ないし附加価値税に関する税務訴訟の多いことは、BFHの判例が実証するところである。財産税についても同じであるが、争点だけでも研究しておくべきであろう。

昭和52年6月24日

日本税法学会

理事長 中 川 一 郎

巻 頭 言

10年ぶりに、京都国際会館において、第58回大会を滞りなく開催することができ、司会者として、すこぶる満足であった。せっかく京都へお集りいただくのであるから、ムードの上でも快的な会場がよい。将来とも、この国際会館を会場にする。今後は、土曜、日曜に開催できるように、一年以上前から準備する。

会員の意見を考慮し、11月22日・23日の運営委員会において、第59回大会・総会（56年6月6日《土》、7日《日》）の日程表を審議決定し、本号に掲載した。創立30周年記念論文集に寄稿される浅沼潤三郎、石島弘、藤原雄三及び村井正の四教授に研究報告を依頼した。記念論文集は、56年9月下旬発行予定であり、質問事前届出制を採用しているから、各教授2頁程度のレジメを、本誌363号（56年3月号）に掲載することにした。質問希望者は、4月25日までに質問書を提出され、本誌365号（56年5月号）に掲載し、北海道・沖縄へも5月中旬に到着するように準備を進めている。

創立30周年祝賀記念論文集への寄稿者18名のテーマも決定した。論文作成要領も、会員に公示しておくべきであると考え、本誌学会記事欄に掲載した。私が昨春学会から贈呈を受けた「古稀祝賀税法論文集」より少し頁数が多くなるであろう。

先月下旬に、5日間、北海道から沖縄まで机上で出張を続けた。本年度の会員名簿

の校正のことである。沖縄以外は、各道府県へ出張したことがあるから、出張している積りにならなければ、地感が出ず、校正できない。あの時は、こうだった、という追憶回想を伴い、つい10秒ほど時間のロスも出るが、最新の郵便番号帳と市外局番号帳を備え、疑わしきは、これらにより確認しなければならない。もう修士になっているはずだが、本人より届出なきたため、依然大学院在学中になっている会員もあるであろう。毎号学会記事欄の終りに、会員名簿として、異動を掲載しているから、毎年度会員名簿を作成する要はないとの各運営委員の声もあるが、30年間学会の運営をしてきている私には、30年代に、二年に一度会員名簿を作成しようという案に、強硬に反対された苦い経験もあるから、今急に二年に一回の発行にすることもできない。これも当学会のためであり、無償の役務の提供であるから、できるのであり、もし多少とも有償の役務提供で、義務付けされるならば、お断りしたい。時間が惜しい。

せっかく、毎月20日ごろ発行届ができていたのに、11月号の359号は、辛うじて発行日の翌日発行届となった。西ドイツのときは、私の邦訳であるから、いとも容易に印刷できたのであるが、アメリカ納税申告書の邦訳は、私の作成になるものでないだけに、校正に手間どり、遂に社長以下が原稿の書き直しを行い、再度組み直しをし、

印刷所にも大変ご迷惑をかけた。これは、私のように印刷に40年間の経験を持つ者にしか分からない。

本号は、お蔭で、発行日前10日に発行することができた。30周年記念論文集の原稿は、本部運営委員外の会員作成分は、私が一度読み、文撰し易いように文字を訂正しなければなるまい。他の学会の会長・理事長と、全く異なるところである。これも終日、書斎と学会事務室及び書庫にいるからできるのであり、散歩でもしていたら、とても時間が足りない。

80年もあと3週間。いよいよ学会創立満30周年の年を迎える。40周年、50周年と続くのであるが、それにしても、感無量。本誌とシュトイエルの一月号の原稿を、22日に印刷所に提出し、記念論文集に掲載する「はしがき」及び「30周年を迎えて」の原稿作成にかかる。恐らく例年のごとく、タレントのように、大みそかも、元旦も、私にはないであろう。正月から、記念論文の作成にかかるが、原稿用紙150枚に制限されているから、10日もかかるまい。

最近最も嬉しかったことは、私の喜寿記念著書にする「税法における信義誠実の弁証法的発展」に関し、ドイツのライヒ裁判所の判決に、その原点を求め得たことである。本誌に掲載した〔R-TG6〕のRFHの27年7月29日第二部A、27年286号の判決である。53年さか上った判決のことは、西ドイツの最近のコンメンタールや、レーブフには書かれていない。こういう世間的に要領の悪い研究には誰しも携わらない

からであろう。作品に対する世評を考慮してというよりも、作家自身に対する好評を得るための作品など、私には不可能であり、また、私が最も排撃するところである。

かれこれ半世紀前に、原書で、カール・マルクスの「資本論」、オット・フォン・ギールケの「ドイツ団体法」、ルドルフ・フォン・イエーリングの「ローマ法の問題」の拾い読みをしたところから、おぼろげながら、私は、かかる作品の創作を我が人生にしようと考えようになった。いわゆるレーベンスアルバイトの三部ほどの作成、そこに我が生命がある。

「税法における信義誠実論」をテーマにしてから、もう30年になる。実証法的に原点をつかみ得たことは、研究者としてきん喜じゃく躍。前世紀時代の医療施設のもとで、イエーリングは74年、ギールケは80年。私は、いよいよこれからだ。学会の運営は、ますます先を見越して行うとともに、自己の研究に努力することを我が生涯であると確認して、80年を送る。

信義則 原点つかみ 御満悦

(博喜)

80年12月9日

日本税法学会

理事長 中 川 一 郎

巻 頭 言

待ちに待った創立三〇周年記念大会も、会員の御協力により、盛大に行われ、2年に一度の役員改選も、顧問桃井議長のさい配により、短時間に滞りなく終了した。特に7日夜、京都ホテル3階での祝賀会は、106名の出席者の節度ある御協力により、30年間において、こんなになごやかに、楽しい宴会を催すことができたのは、初めてのことであった。当学会を「ゲゼルシャフト」でなく、「ゲマインシャフト」とドイツ語訳しているとおり、和気あいあいと行われたことは、理想を画きながら、税法学に生涯をとっている者にとっては、こよなくうれしかった。

とりあえず66年11月5日の創立四〇周年記念大会、世紀も変って2001年(76年)11月5日の創立50周年記念大会の開催を目標に、361号の巻頭に書いておいた企画一覧表に従い、著書、論文集の刊行を順次実現したいと終日考え、執筆している。論文集はともかくとして、自分の著述に関する限り、企画一覧表よりも早く刊行できそうである。

毎回の大会もそうであるが、出席申込をされ、欠席の事前届出もされずに欠席される会員が、特に関西地区に多い。関西地区出席申込者の30%以上が欠席されることは、大会運営について種々の障害になる。しかも、欠席を常習とされる会員が多い。次回からは、ぜひ自粛をお願いしたい。自分で大会を一度でも運営してみれば、どん

な障害が生ずるのかよく分かるのである。

大会が終ったので、唯今、本部では、昭和56年度の会員名簿の原稿作成に大奮である。12月7日に発送予定で進めているが、無趣味な名簿の校正に時間が取られるのは、いかにも、もったいない。原簿を見ていると、大学院在学中の院生が、〇〇大学大学院修士課程在学という届出が圧倒的に多い。〇〇大学大学院公法学研究科というように、「研究科名」を記載するのが常識である。該当者に即刻照会しなければならない。

尾道の岡本総務委員長より、名誉会員久保田正芳先生の計電に接した。10月1日に岡山大学附属病院に入院され、10月4日付け自筆の御芳書をいただいた。三〇周年記念大会に出席したいと考えていたがという私に対する絶筆であり、永久に保存しておく。41年11月5日、国立京都国際会館において開催した創立一五周年記念大会の際、令夫人及び令嬢を同伴され、同日夜平八茶屋の晩さん会でお逢いして以来のおつき合いであった。中国地区の入会者の増員に努められ、しばしば岡山に出張して公私共に御配慮にあずかった。肝炎の悪化のようである。行年74歳。

謹んで先生の御冥福を祈ります。

81年11月10日

日本税法学会
理事長 中 川 一 郎

巻 頭 言

第300号記念号を、昭和50年12月に発行してから、早いもので、もう8年4か月経過した。第311号を発行するときに、大手術を受け退院直後、この岩倉へ移転してきた。それから、ペースメーカーの植込み、十二指腸かいよう、腸のポリープの手術を受け、その上、ウルトラ・アルバイトで、この11日から十二指腸かいようの再発で、注射薬ソルコセリールより効き目のある内服薬10日間、アルバイトのドクター・ストップとなった。

おそる、おそる、今日はこうして、巻頭言を書いており、第400号記念号を発行することができるようになった。

本号掲載の石島弘教授の論文は、5月26日(土) p.m. 3.26 よりの第65回大会における研究報告論文であるから、本号は、4月15日に発送する予定である。

これから、また8年4か月経って、昭和67年8月には、第500号記念号の発行となる。私は、年齢こそ83歳になるが、RFH及びBFHの判例発展史論の第二及び第三を刊行し、第四の研究に着手したところであろう。RFH及びBFHの判例発展史論の対象になり得るものは、私にとっては、一応際限がないから、毎年早春に、十二指腸かいように配慮し、5月から10月まで毎日30分ほどシュパチーレンをやれば、これから、いよいよ本格的なアルバイトができるとの確信がついた。

ドイツ、今日の西ドイツは、判例王国と

は教えられてこなかったが、RFH及びBFHの判例を実際に読めば、その件数においてのみならず、その定着化、しかもその発展化の歴史において、まさに、ユーベル・アーレス・イン・デア・ヴェルトである。

これから、500号記念号を迎えるまでには、私はできれば毎号RFH及びBFHの判例を紹介するであろう。

そのうちには、判例王国と教えられてきた英米両国の租税に関する最高裁判所の判例について、少なくとも60年余にわたる発展史論が、会員によって展開されるであろう。もっとも、英国のエス・トッペルのような一世紀間にわたり数件の判例では、仮に20件の判例が存在するにしても、いまだもって、判例の発展史を論ずることはできない。

こうした判例の発展史論の研究は、歴史40年未満の我が国の租税裁判の向上に貢献し、もって租税の民主国的原理に合致することであろう。これこそが、当税法学会の実践すべき科学上の責務であると考え。次回第500号記念号を迎えるまで、8年4か月間の期間に、ザインである判例の発展史を究め、科学的ゾレンを達成せんことを、会員と共に誓う。

84年3月18日

日本税法学会
理事長 中 川 一 郎

巻 頭 言

税制改革の臨時国会が開催され、国会へ提出前の「消費税法案」を7月26日に各地区総務委員長に、同法案訂正を、7月29日に送付した。大蔵省より国会提出税制改革法案が、8月4日送付されてきた。消費税法案については、各地区へ送付済みの訂正消費税法案と同一である。

各地区においては、漸く暑夏到来の昨今、月数回の研究会を開催、消費税法案に対する地区意見書の中間案提出に懸命である。

本部では、8月20日に各地区中間意見書につき、各地区ごとの調整案を作成し、9月10日までに各地区確定意見書を整備する予定である。この意見書に対する他地区の質問書を、10月号の本誌に掲載するため、恐らく9月号の校正を9月20日ごろ各地区へ送付することになるであろう。

法案の起案者は、別として、税法学を日夜研究している我々も、判読理解し難いこの法案は、西ドイツの現行売上税法よりも、納税者には、その表現方法のために、経文以上に難解である。「国民の皆さまの御理解を得て」と、国会中継では聴こえてくるが、一般国民がどのようにして理解できるのか。法案の内容に立ち入るまでもなく、実質的に、実効性のない法案である。

予算委員会では、リクルート問題が主として議論され、消費税法案については、ほとんど議論されていない。大蔵委員会において議論されるのか、その間の事情は知らない。

短期間の臨時国会において、十分に審議もされずに、国民に理解できない消費税法案を、直間比率とか、高齢化社会への進展とか、抜本的税制改革とかいう名目で、国会可決ということになるのでは、消費税法案に絶対反対の納税者は、永久に消費税に悩まされるであろう。

既に先月の巻頭言において述べたように、

税法学の使命は、税法の規定の解釈及び適用の批判である。したがって、具体的に更正処分、ないしは修正申告の勧奨が行われて初めて税法学は、その役割を演ずることができるのである。法律施行直前に、国税庁通達が発遣されるであろうから、シュトイエルのみならず、本誌においても、徹底的にこれを批判しよう。

消費税法案は、関税関係法規との関係が深いから、今月のシュトイエルには、関税法を掲載した。その部分だけを、又は掲載判決のFAXでの送付依頼には、学会事務担当婦人は、学会事務処理に多忙であるから、絶対に応じない。

西ドイツ売上税法の沿革も、漸く本日に「38年編売上税法施行規則」を終るぐらいであるから、全部の原稿作成完了は、年末になるであろう。売上税法の沿革だけで1年かかるのであるから、所得税法、法人税法、評価法、相続税法の沿革原稿には、5年以上アルバイトしなければならない。この税法学の動的、歴史的研究は、私のレーベンス・アルバイトである。

この岩倉に住み初めた12年前に、日本芙蓉と、アメリカ芙蓉を研究所入口の庭に植え付けた。2年後から開花し、4年目からは直径18cmの大輪が咲いた。昨年まで、続いたが、どうしたことか、本年は、枯れてしまった。植木屋に注文してあるので、今月中には新しい芙蓉が、御目見得するであろう。

淡紅色のハイビスカスが、今年も二輪咲いた。薔が沢山出てきたので、楽しましてくれるであろう。洋蘭も手入れしてもらわねばならない。

ライオンズが勝てば、アルバイトも、さすがにできる。私の趣味である。

88・8・6 広島平和記念日

日本税学会

理事長 中 川 一 郎

巻 頭 言

コスモス論議で、消費税法案に対する質疑答弁は皆無であるが、国会を80日ほど延期して、消費税法案の可決を、政府は期待している。野党は、挙って反対しているが、これに呼応する国民の同調は、極めて乏しく、可決施行されてから、初めて消費税に反対するのか、皆目分らない。

当学会の各地区の消費税法案に対する税法学上の批判の確定意見書も提出された。本号にこれを掲載した。他地区意見書に対する各地区の質問書は、10月7日までに提出される。質問書は、次号に掲載する。大会においては、二日間税法学上有意義な論議が行われるであろう。

違憲性を有する消費税法案に対し、訴訟における訴えの却下という門前払式な論議が展開され、しかも、税法学上それが正当である場合には、一体どうなるのか。違憲立法が施行されるということは、施行によって、その違憲性が治癒されるとは到底考えられない。西ドイツであれば、施行後、連邦憲法裁判所に対し、違憲を理由とする法律無効宣言を求める訴えが提起されるであろう。直間比の均衡を名目に、税収額の激増を図る必要があるにしても、違憲の疑念をはらむ立法を制定することは、国際的観念に立ち、永久に恥辱を残すことになるであろう。新消費税を国会で認めさせたならば、政令で政府の意図するごとく、いかようにも変更できるというのでは、まさに立憲国家に対する挑戦であり、かつての軍事国家の再現となる。第74回大会における各地区の意見発表、これに対する論議は、この挑戦に対する税法学上の応戦となるであろう。税法学者として、国民に不幸を招かな

いように全力投球しなければならない。

連日アルバイトしている西ドイツの売上税法の沿革は、51年施行規定の第5次改正令の原稿作成が終ったところである。今月中に完了は難しい。売上税法だけでも、10か月を要することになる。

私の生誕80周年記念論文集に、「税法学における判例・立法の発展史的研究方法」を掲載するために、税法の発展史として、AO、所得税法、法人税法の沿革を調べている。BStBlの88年から72年までの調査を終ったから、今月中にBStBlを終り、RStBlは、10月15日までに終わる予定である。原稿作成は、税法沿革の目次だけである。所得税法の沿革史の原稿作成でも1年かかるから、税法の発展史的の研究は、私以外に行うものはないであろう。私は、保健剤として、生涯継続する。私の著述は、来世紀になってから、誰かに読まれるであろう、と楽しみにしている。

今年の朝顔は、鮮かであった。左窓際で、紫のテッセンが、今日で一週間も咲いている。

淡紅色の大輪が、二日に一輪ずつ咲いている。植物を観ておれば、気長に、あせらずに、アルバイトしようという心地になる。

日本シリーズを考えてのライオンズ作戦、朝デスクについての一服、夕食の一杯が、いやが上にもたまらない。

88年9月20日

日本税法学会

理事長 中 川 一 郎

巻 頭 言

政府は、延長した臨時国会において、消費税法案の可決を熱望しているが、コスモス問題は、相変わらず暗迷であり、法案の審議は全くなされていない。これに反し、当学会の消費税法案の税法学上の批判については、各地区とも、強烈的な研究活躍をされ、各地区確定意見書は、本誌第453号に掲載したとおりであり、また各地区の他地区意見書に対する質問書は、頗る大量であり、学会記事なども、次号に廻し、本号に辛うじて掲載したところである。こういう次第であるから、11月22日23日の第74回大会においては、各地区ごとに意見書、及び他地区の意見に対する質問を發表していただく時間はなく、10月8日の第238回運営委員会において、それらは、すべて本誌に掲載どおりとし、各地区の質問に対する答弁のみを發表していただくことにした。この答弁に対しては、質問地区から再質問が続出するであろうから、各地区發表時間を70分間に延長したが、恐らく時間は足りないであろう。各地区の質問に対する答弁時間の操作などは、総務委員長の総指揮に一任する。

税法学上の批判であるから、素人には理解し難いであろうが、消費税法案に賛成、又は無関心の国民に聴かせたい研究發表になるであろう。大会發表までに、票数で可決されてしまうかもしれないが、当学会としては、消費税法（案）の批判發表をあくまで計画どおりに大会において決行する。その場合には、当該法律の施行に対する批判となり、訴願、及び訴訟に対する主張の根拠を提供してくれるであろう。学者として、大満悦である。

明年5月20日ごろ発刊予定の私の生誕満80周年記念税法学論文集に掲載予定の「税法学の歴史法学的研究方法」に、租税法令の沿革

を、西ドイツのAO、所得税法、法人税法及び評価法について、現在より10年代の根源にまでさか上り、法令名、公布年月日を明示したいと考えている。現在本誌に2月号より掲載している「西ドイツの売上税法の原点及び沿革について」の、これは、売上税法についてであるが、いわば目次に該当するものである。BStBl 及び RStBl から、法令名などは、コピーを採ったが、これから沿革に従って検討しなければならない。判例の発展史論的研究と異なり、遥かに至難である。しかし、税法規の歴史的発展を研究しなければ、その法規におけるヴェーゼンズ・アルトは、永久に把握できない。

AOの沿革につき、各条の内容につき検討すれば1年かかる。更にその発展の根拠の検討には、判例の発展と異なり、時間のみならず、研究者の文化科学的研究能力を要する。それでも、私は、生涯これに挑戦する。

例年になく、今年は、金木せいの黄色い花が香気を強く発している。門の外からでも香りがする比較的珍しいとされている銀木せいは、白い花が咲きかけている。

眼前には、カニバサボテンが、美事に満開である。そのそばで、ハイビスカスが、今年最後の蕾を小さいが、膨らましている。植物を観ていると、気が落ちつく。

ヴァルテン、ジー、ヌルー、今夜半には、ライオンズ「ああ、また勝てり」か。

88年10月19日

日本税学会
理事長 中 川 一 郎

巻 頭 言

消費税法案のあくまで立法化要望をしている政府は、多数決という民主主義的形式を、税制特別委員会において独自の決行し、衆議院可決をねらっている。リクルート犯という政治犯に関連している政府の政治的意欲を達成できるような与党の形成は、選挙権者である国民によるものであるから、今更公憤してみても、どうにもならない。そうであったのかと、消費税法が施行されて初めて気付く国民も少なくないであろう。

一週間後には、当学会は、大会において、消費税法案に対し、政治上の視点ではなく、あくまで税法学上の視点のみで、厳正な批判をする。その批判は、参議院における審議には参考にされるであろう。日本独自という消費税法案が、このまま可決されると、課税標準の重要な分野が、実質的に政令に委任されている憲法違反の疑惑の濃厚な税法が出現し、これを実施する国税庁は、時宜に反した重大な職責を負うことになる。

国際的に多額の歳出を公約し、これを実現するために、租税収入額を激増しなければならず、勢い新消費税の導入が必要であるとしても、同法案は、違憲の疑惑皆無なものにしなければならない。そのためには、長期間をかけ、法案の錬磨を必要とする。税法学の専門者から成る当学会が承認するような法案に錬り直さなければ、国税庁を初め、第一線税務署職員のみならず、納税義務者も、果てしなく、むごい仕打ちを受けることになる。また、新消費税に対する更正処分が行われ、異議・審査裁決がなされると、税務訴訟の激増化を、司法部は心得ているのであろうか。戦後40余年、ここまで築き上げた国民の総力を無にすべきではない。我が国の歴史性を認識しよう。

私の生誕80周年記念論文集に掲載する「税

法学の歴史法学的研究方法」に収録する西ドイツの所得税法の沿革は、34年10月16日付けヒットラー政権下の所得税法までは、さかのぼることができ、完成した。最近入手したBStBlに収録の88年7月25日付け「90年租税改革法」Art. 1まで125件の法律であり、そのうち、BStBlに収録されていない法律が2件ある。京都大学図書館には、BGBl.が蔵書されているから、清永先生にコピーをお願いしている。

租税基本法と邦訳しているRAOは、19年12月13日付け法律（原点法律）を蔵書している。31年5月22日付け全文改正法以降、65年10月6日付けFGOによる改正までは、ロルフ・キューン博士のAOにより、46件の改正を知り得た。FGO以降現在までは、BStBlにより探求した。

19年から31年5月22日までの沿革は、オットマール・ビューラー博士の税法規集などにより探求しているが、改正法令公布年月日を知り得ても、RStBlの各頁を調べなければならない。その探求は困難であり、古い蔵書を丹念に調べるほかない。歴史法学的研究は、本来の意味におけるアルバイトを必要とする。それだけに興味もある。しかし、これにより、研究資料の目次を整備できたにすぎない。沿革法の全条を邦訳し、19年法から現行法までを邦訳し、全事項についての68年に及ぶ歴史的発展を明確にするには、3年を要する。生涯にどれだけの税法令について目的を達成し得るか分からないが、RFH及びBFHの発展史論と重ねてアルバイトしよう。それ以外に私の人生は存在しない。

洋蘭を全部室内に入れた。玄関の紅葉は、例年のことながら、今年も目が覚める。

88年11月16日

日本税法学会

理事長 中 川 一 郎

巻 頭 言

消費税法案に対する各地区の批判を行った第74回大会は、各地区研究会の研究の成果により、盛会であった。

参議院では、リクルート関係の証人喚問が行われており、テレビで報道されている。国民として納得できるものではない。税制改正法案の審議入りのための公約日程なのか。

課税対象が、資産の譲渡等となっており、西ドイツの「売上税法（附加価値税）」と同じであるにもかかわらず、どうして「売上税」といわずに、「消費税」というのか。資産の譲渡を、どうして「売上げ」といわずに、資産を使い減らすという「消費」というのか。これが、消費税法案を、国民に不可解なものにする誘因となっている。本文が70か条、附則が67か条、これが法律であり、政令、省令を加えれば大量なものになる。しかし、この法案の組立て、組織、構成は、我々税法専門家にとっても、理解困難である。西ドイツの売上税法と比較しても、雲泥の差がある。

参議院で、国民に理解困難なこの法案に対していかなる審議が行われるのか。納税義務者に理解し難い税法案は、立案において、国民の税法として失格である。首相が各地へ遊説しても、もとよりそれだけで納税義務者に理解できるものにはならない。

売上税法が、各国のように必要であるとしても、前号でも述べたように、納税義務者に理解のできる草案を公表し、各界の批評を得て、これを参考にして練り直し、歳月を掛けねばならない。立法歴史上、後世笑いものになるような税法案を、選挙民の大半が支持した与党は、国会の可決策に対し、絶対的に慎重でなければならない。

各地で消費税法案に反対運動が行われている。新聞などの情報も手薄いためか、盛り上がりがない。日程どおり、国会の可決になっ

てしまうであろう。その上は通達による適用除外申請で、国税庁も厄介な職責を遂行しなければならない。

80歳を迎え、連日9時間の研究を続けている私は、一文の恩給も、年金も受けておらず、政治家のリクルート関係でなしに、文献費ぐらいなんとかならないかと、考えている。

漸く、AO、StAnpG（租税調整法）、FGO（財政裁判法）、BewG（評価法）の沿革譜を作成し、これからEstGの沿革譜を作成する。改正法を脱漏していないか、RStBl、及びBStBlからの探索は、大変辛いアルバイトである。沿革譜さえできれば、各法律の沿革原稿は、時間さえ費やせば、可能なアルバイトである。現在作成中の売上税法の沿革を終り次第、19年のAOから現在の77年AOの改正法までの沿革原稿に着手しよう。2年間を要するが、アルバイトしていて、興味をそそることがよい。もちろん、将来、法人税法、相続税法の沿革譜も作成するが、租税調整法、FGO、評価法、所得税法の沿革原稿を作成すれば、90歳に達するであろう。アルバイトは、ローヤル・ゼリーと共に、私の保健剤である。

年末の挨拶として受けたポインセチヤーと、造花のような淡紅色のシクラメンが、窓辺と、コピー機の前に置いてある。洋蘭は、全部、窓辺に所狭しと重なっている。

7日午前、88年12月4日現在会員名簿を、全会員に発送した。15日になっても到達しない場合は、本部へ問い合わせられたい。

会員の皆さんの恙なき御越年を祈ります。

88年12月8日

日本税法学会

理事長 中 川 一 郎

巻 頭 言

生誕 80 年記念 税法学 論文集の出版は、組替えが多かったために、予定より 5 日遅れ、26 日に申込者に発送した。頁数が 18 頁多く、組直しも多かったために、印刷費の見積価額をオーバーした。もう 150 冊 申込みがないと諸費用を支払うことができないが、なんとかなるであろう。税法研究所が出版すると、いつもこのとおりである。

第 75 回大会において、この論文集に収録されている論文を基礎にして報告される 吉良実、宮谷俊胤、津田顕雄、及び 清永敬次 の各会員の研究報告に対する質問書の提出は、7 日必着締切りとなっている。7 日から各地区総務委員長に、質問書の提出を要求する。12 日に到着すれば、本号に掲載し、大会出席者には、会場受付において配布できるであろう。

私の生誕 80 年記念会と、学会懇親会、及び 昭三会 61 回全国大会を、28 日に同一宴会場で開くことにしたところ、出欠申込みは、5 日が締切りになっている。本日現在で、招待者 24 名、昭三会 32 名、学会 31 名の出席になっている。学会の懇親会出席者は、毎回 60 名以上であるが、ウィークデーであるためか、今回は、それ以下である。

昨年 2 月号(第 446 号)より掲載してきた「西ドイツの売上税法の原点及び沿革について」の原稿は、この 2 日に全部終了した。売上税法、及び同法施行令についての原稿作成に、そのみにかけていたわけではないが、19 か月を要した。1 法令の 沿革 だけでも、このとおりであるから、今回の論文集に掲載した 19 年 RAO の 176 条以下から、現行 AO までの原稿作成にも、来年の 6 月までは要するであろう。

B-GS は、まだ 34 を邦訳している。BStBl から摘出した判決も、B-GS 131 までであるから、残り 97 件である。2 日に 1 件ずつ原稿を作成しても、年末までを要するが、デスクでの 10 時間のアルバイトには、十分耐えられるほど壮健になったから、ますます張り切ろう。

今秋 11 月 4 日開催の総会で、役員が改選される。本部は、現状で留任する。

各地区については、26 日第 1 次役員会夕食後、総務委員長、副委員長との協議を行う。各地区の特別な事情に応じた候補者が選ばれるであろう。各地区を統一する必要はない。役員として活動できる時間を有する会員が望ましい。

毎回書いているが、正会員をせめて 1000 名にしたい。地区研究会の研究意欲も、昔よりは遥かにおう盛になったのであるから、研究会にまず誘った上で、入会を希望してもらってもよい。総務委員長を通して、判例評釈、通達批判の原稿を送付され、これを「シュトイエル誌」に掲載し、テキストとされることもよからう。なんとか、秋の大会までに実現したい。

テッセンの白色の大輪も 10 日ほど満開だった。今、紅色のつつじが美しい。川辺では、白色のあじさいが増加して、おとなしく咲いている。植木屋が、日本ふようと、アメリカふようを植えてくれた。やっと芽が出てきたから、秋には開花するかもしれない。

手島先生を偲びすぎたのか、レオも 2 か月間沈んでいた。漸く今月になってから芽を吹き出した。これでよいのかもしれない。

89 年 6 月 4 日

日本税法学会
理事長 中 川 一 郎

巻 頭 言

41年前（1951年）の節分の夜に、法学博士末川博先生から、「中川君が、新しい法学『税法学』の3号雑誌を出しよった。」と、創刊誌の多くは第2号で廃刊になる当時、ほめられたこの雑誌が、第500号の出版を迎えようとは、お釈迦様でも知るまい。私にも夢のようであり、「トロイメライ・ヌンマー」というほかない。83歳になった私の後半のエライグニッセである。

この41年間には、「税法学」が、他の法学に遜色なく、独立性と協調性を確保するのみならず、統一ドイツ、英米にもない「租税法規、及び租税判例の発展史観」を確立し、税法学の科学性を樹立する動向へ進展しつつあることは、自ら実行しているところである。名称だけの「科学性」だけでなく、「法規解釈の技術学」を、誰しも否定することのできない「文化科学としての法学たる税法学」に、価値判断を高めようというのであり、将来とも進行形である。

次の記念号は、第550号でなく、第555号（97年3月）とし、次いで第600号（21世紀2月）とする。

とこしえに、この雑誌の弥栄を希求する。

92年7月21日

日本税法学会

理事長 中 川 一 郎

巻 頭 言

平安建都1200年祭祝賀記念号の発行に当たり、日本税法学会代表として、祝意を表します。

私は、1909年（明治42年）出生地の岐阜県の大垣町（現在、大垣市）より、故父親の任地、長崎市の活水キンデルンホーフ（幼児苑）より、1914年7月に京都市夷川の鴨川辺りの銅駝幼稚園に入園し、本籍を京都市下京区河原町通り三条上る下丸屋町に移住し、同一地が上京区になり、更に中京区になり、その後昭和7年（1932年）に、本籍を左京区大堰町29（西園寺公爵の別荘の北側）に移し、昭和49年（1974年）、学会会員80名と共に、スイス、ドイツ、オーストリア、フランスへ税務訴訟調査のため約1か月出張、帰朝後、管外の専売公社京都病院へ入院、直腸がんの大手術、健康保険利用できず、破産寸前、家屋敷地全部売却、同じ左京区でも東北の岩倉、それもその東北の現住地、長谷町1051-3-6へ転住し、ここに本籍を移した。回顧すれば、1914年以来、81年間京都市に本籍を有し、連日研究に従事している人は少ないであろう。もっとも、その間に、3回京大病院でオペレーションを行っており、5年前が最後である。

この5月下旬に、京大病院の実質的に分院というべき、近くの洛陽病院において、「ペース・メーカー」の入替え（第4回目）をすればオペレーションは、終りである。

さて、この京都市であるが、建都1200年祭を迎える古都であるが、神社、仏閣のみならず、庭園を管理しているが、そのために、市民の居住権、更に京都市の発展が阻害されることはない。しかし、現実私が直視したところでは、札幌、及び福岡よりも発展が劣っている。同じ岩倉で近くに居住しているキンデルスキンドの初等教育では、誰に強制されているのか、形式的平等達成に努力され、ノーベル賞受章者の最も多い京都学派は劣えつつある。1200年回顧のときに当たり、我々青春時代のように、中学校、三高、京大が存立し、自由を尊ぶ京都市の再現を望む。

94年1月12日

日本税法学会

理事長 中 川 一 郎

巻 頭 言

6月28日には満86歳になる年を迎えた。デスクの前に座るまで意識もうろうとしているので10:00に座についた。元旦の夜の夢は「伝統」と「改革」に対する措置である。11月7日付け京都地裁第3民事部の判決が夢になったのである。「シュテンディヒ」を「定着」と訳しているが、「伝統」と訳すべきではないかとの夢をみた。「改革」を「伝統」がけん制するであろうが、ここでも、弁証法的発展になる。

昨年から77年AO邦訳を紹介しているが、ドイツではAOを改正するに当たり、直前のAO改正を明記しているから何次改正であるかを、間違えることはない。改正法文は長くなるが、我が国もこれに倣うがよい。法規改正の多いことは、我が国よりも多い。しかし、判決中の引用法規の適用、更に参照法規の場合に不明である判決もある。当該法規を適用する場合、これが不明なときは、当該法規の沿革を、まず調査しなければならないから、判決文をまず拡大しなければ読むことのできない視力の私には大変なことである。

日刊新聞、辞書の文章を拡大鏡を用いても、不明瞭な私には休日なく婦人職員のいないときはどうしようもない。眼科医師は、手術する程度に及んでいないと診断されるから仕方がない。眼薬を何度も差してアルバイトして、視力の弁証法的発展を待とう。

私は、論文の提出日を基準として、ノート

予定を記載して、連日アルバイトしているが、論文提出を通知されている会員は、公職を担当しておられるだけに憂慮している。私から請求はしないから、各論文の提出時期の通知日を待っている。通知によっては、原稿の最大割当枚数も変更されるからである。

税務訴訟に関するものである。スッポンと同じく食らいついたら絶対に離さない「税務訴訟」である。「税法学誌」よりも発行部数と頒布部数も多くなるであろう。形式は違うが、私にとっては、「税務訴訟についての一言」になる。名古屋地区の三村國夫会員のみなならず、志のある会員から資料の提供を待っている。

行政改革の一環として、税務訴訟に関する限り政府の税制調査会を当学会の「会員弁護士連絡会」が引受けてもよい。資料の提供を大蔵省及び訟務局に依頼すると同時に事務費をお願いする。委員手当は辞退する。公私の拘束力なき寄付金は、感謝の念をもってお受けする。ドイツのBFH及びFGに準じた判決の続出を新年の一言とする。

窓辺の花は淋しいが室内のアルバイトは、花盛りにしたい。

95年1月5日

日本税法学会

理事長 中 川 一 郎



日本税法学会理事長 中川一郎先生は、平成7年
1月10日（火）午前2時58分 急逝されました。

謹んでお悔み申し上げます

<故中川一郎先生略歴>

明治42年6月28日 岐阜県大垣町において出生
昭和6年3月 東北帝国大学法文学部法律学科卒業
昭和12年3月 京都帝国大学大学院退学
名古屋高等商業学校教授に任官
昭和19年5月 名古屋工業経営専門学校
(旧名古屋高等商業学校)
教授を退官
昭和25年4月 名城大学法商学部教授に
就任
昭和26年11月 日本税法学会設立、常務
理事に就任
昭和30年4月 名城大学大学院商学研究
科教授兼任
昭和37年2月 法学博士の学位を受く
(学位論文「税法の解釈
および適用」)
昭和37年4月 月刊誌「シュトイエル」
を創刊
昭和40年4月 名城大学教授及び名城大
学大学院教授を辞職
昭和42年4月 福岡大学法学部教授兼大
学院公法研究科教授に就
任
昭和44年11月 日本税法学会専務理事に
選任さる
昭和47年3月 福岡大学法学部教授兼大

昭和47年4月

昭和52年6月

学院教授を退職
弁護士登録、京都弁護士
会所属
日本税法学会理事長（代
表専務理事改称）に選任
さる

<主要編著書>

昭和36年5月

昭和38年10月

昭和44年4月

昭和50年11月

昭和51年4月

昭和52年7月

昭和58年8月

昭和58年9月

昭和59年8月

昭和61年9月

税法の解釈及び適用 三晃社
コンメンタール国税通則
法 税法研究所
税法体系・総論 三晃社
法人税法コンメンタール 三晃社
税法体系(全訂) 三晃社
税法体系(全訂増補) 三晃社
株式会社ぎょうせい
信義誠実に関するBFH
裁判例集〔I〕 税法研究所
同 上 〔II〕 税法研究所
税法における信義誠実
—RFH・BFHの判例発展
史論 税法研究所
税法における経済的觀察
法のRFH・BFH判例発展
史論 税法研究所

弔 辞

謹んで中川一郎先生のご霊前に哀悼の意を表します。

文字通りこつ然と、先生は10日未明この世を去ってしまわれました。わずか数日の入院で、先生が俄に他界されるとは、今でも全く信じられないことでもあります。ご逝去の知らせを戴いてから、長い間唯呆然とするだけでありました。

中川一郎先生は、昭和26年の日本税法学会の設立にあたり、指導的な役割を果たされました。それ以後、先生は、同学会の運営及び自らの税法学の研究を通じて、わが国の税法学の発展に巨大な貢献をしてこられました。先生の著された著作・論文の数は、夥しいものがあります。そのどれをとっても、わが国の税法学の発展に大きな影響を及ぼさなかったものはありません。税法学研究に対する先生の強烈な学問的情熱には、私達は皆深い感銘を受けてきました。中川一郎先生は、まさに、わが国税法学の生みの親であり、育ての親でありました。

あと6年で、日本税法学会は創立50周年を迎えます。中川先生は、創立50周年の記念大会を非常に楽しみにしておられました。そのための色々な計画も、たてておられました。しかし、その記念大会で先生のご講演を聴く機会は、残念なことに永久に失われてしまいました。

学会を通じて先生のお教えを戴いた者として、先生が育ててこられた税法学研究の今後のより一層の深化発展に、私達は力を合わせて努力しなければなりません。先生と同じようにはできません。足取りも早くないかもしれません。また、それほど確信に満ちていないかもしれません。しかし、一歩ずつでも前進を続けたいと思います。どうか幽界に行かれても、私達の足取りをお見守り下さい。

酒をこよなく愛された中川先生。税法学をこよなく愛された中川先生。
安らかにお眠り下さい。

平成7年1月12日

清 永 敬 次

税法学の今後の発行について

理事長 清永 敬次

第85回大会・総会開催報告の中の役員会審議事項及び総会審議事項の箇所に記載されているように、学会機関誌「税法学」を従来どおり毎月発行することは533号を最後に、やめることになった。学会機関誌に限らず、毎月定期的に雑誌を発行するのに必要な労力等を考えると、残念ではあるがやむをえないことであろうと思われる。これまでは、学会のためにその時間のほとんどをあててこられた前理事長の中川一郎先生のお陰で、税法学を毎月発行することができたのである。学会のために尽力された中川先生を失ったいま、学会の活動内容も変っていかざるをえないのである。

しかし、学会機関誌の発行を今後はしないというのではない。今年度についていえば、今後あと1回又は2回は学会機関誌の発行ができるよう運営委員会で検討することになった。機関誌名の変更も含めて、運営委員会を中心に検討を重ね、機関誌の発行ができるよう努力しなければならない。いうまでもなく、会員による論文等の執筆がなければ機関誌の発行はできない。会員の皆様のご協力を是非お願いしたい。

平成7年5月30日 印刷

税法学 第533号

平成7年5月31日 発行

定 価 980円 (本体951円)

発 行 所

税 法 研 究 所

〒606 京都市左京区岩倉長谷町1051-3

☎ (075) 701-1964

FAX (075) 711-7711

郵便振替口座 01080-7-26500

印 刷 所 株 式 会 社 か ら ふ ね 屋

〒606 京都市左京区東大路通仁王門下ル

☎ (075) 761-1166 (代)